

所得税の確定申告と市県民税申告の受付が始まります！

申告期間は2月18日(月)から3月17日(月)までです。

市では、平成20年1月1日現在、国東市に住んでいる方を対象に平成19年分所得税の確定申告と市県民税申告の受付を行います。受付の際に内容を判断し、所得税の納税や還付を受けるときは所得税の確定申告書、それ以外は市県民税申告書を作成します。地区ごとに申告会場と日程が次のとおりとなっておりますので、ご確認のうえ申告期限内に申告を済ませるようお願いいたします。

◎主な税制改正

1. 所得税の税率が6段階に細分化されました。
2. 定率減税が廃止になりました。
3. 地震保険料控除が創設され、従前の損害保険料控除が廃止されました。ただし、一定の長期損害保険契約に係る損害保険料については、経過措置として、地震保険料控除の対象となります。
4. 所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税から控除できます。ただし、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。また、平成19年中に住宅ローン等を利用して住宅を新築、購入した場合、住宅借入金等特別控除の期間を10年と15年のどちらかを選択し、控除を受けることができます。

◎所得税の確定申告が必要な方

- (1) 事業所得（農業、営業等）、不動産所得（地代、家賃等）、配当所得、一時所得、譲渡所得などがある方で、平成19年中の各種の所得金額の合計額が、扶養控除など各種所得控除額の合計額より多い方。（所得税がかからない場合は、市県民税申告が必要となります。）
- (2) 給与所得者で次に該当する方
 1. 平成19年中の給与の収入金額が2000万円を超える方。

◎市県民税の申告が必要な方

1. 給与所得者で、農業所得等の給与以外の収入がある方。
2. 年末調整をされなかった方。
3. 公的年金収入のみの方。
4. 国民健康保険、介護保険に加入されている方。（昨年中に収入が全くなかった方）
5. 市外に居住する人の扶養になっっている方。

* 税務署から確定申告書が届いた方は、必ずその用紙をお使いください。

2. 給与を1か所から受けていて、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方。（20万円以下の場合、市県民税申告が必要となります。）
3. 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額の合計額が20万円を超える方。（20万円以下の場合、市県民税申告が必要となります。）
- (3) 年金を2か所以上から受けていて、その年金収入を合算することにより所得税額に変更（増額）が生じる方。
- (4) 退職所得がある方で、「退職所得の受給に関する申告書」が未提出のため一律20%の税率で源泉徴収されていて、正規の税率より少ない方。

◎申告をしないといけないこと……

- 申告をしないと適正な課税ができないばかりでなく、次のような証明がとれなくなります。
 1. 公営住宅の申込みや、金融機関の融資などの手続きに必要な証明
 2. 福祉年金、老人医療費、児童手当などの受給手続きに必要な証明
 3. 社会保険の申請などに必要な証明のほか国民健康保険税と介護保険料の軽減ができません。
- ## ◎市からのお願い・お知らせ
1. 申告会場は毎年大変混雑します。事業所得（農

◎申告相談に持ってくるもの

1. 印鑑
2. 前年中に支払った国民年金、生命保険（個人年金）、損害保険、医療費等の領収書又は証明書
3. 給与や年金の源泉徴収票、又は事業主からの給与支払い証明書
4. 営業、農業、不動産などの収入・支出の明細が判明できるもの
5. 本人又は扶養されている人が障害者、戦傷病者であることを証明するもの（障害者手帳等）

